

孤立無縁者終身サポート事業 死後事務委任契約書

(契約の趣旨)

第1条 委任者 氏（以下「甲」という。）と受任者 一般社団法人生活支援センター結（以下「乙」という。）とは、以下のとおり死後事務委任契約を締結する。

(委任者の死亡による本契約の効力)

第2条 甲が死亡した場合においても本契約は終了せず、甲の相続人は、委任者である甲の本契約上の権利義務を承継するものとする。

2 甲の相続人は、前項の場合において、第7条記載の事由がある場合を除き、本契約を解除することはできない。

(委任事務の範囲)

第3条 甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務（以下、「本件死後事務」という。）を委任する。

- (1) 死亡の確認、関係者への連絡
- (2) 死亡診断書（死体検案書）の受領、死亡届け及び火葬（埋葬）許可書の受領
- (3) 読経、火葬、納骨、埋葬、永代供養等の業務に関する連絡調整
- (4) 行政官庁等への諸届け事務
- (5) 死亡保険金の受取に関する事務
- (6) 入院費等未払金の清算、残存家財の整理に関する事務、不動産の処分
- (7) ライフラインの停止事務に関する事務代行
- (8) 賃貸物件における残置物の処分、退去手続き、清算
- (9) その他、甲が事前に依頼する事務の代行

(援助の計画)

第4条 甲と乙は、契約にあたり、前条3項の業務を詳しく定めた「葬送及び埋葬に関する計画書」をつくり、事前の同意を得る。

(費用の負担)

第5条 前条の事務にかかる費用は、甲の財産から支弁する。

2 甲は前条にかかる費用をあらかじめ乙に預け入れることができる。その際は、乙は甲に対し、預かり証を交付し専用の口座に保管する。

(契約の変更)

第6条 甲又は乙は、甲の生存中いつでも本契約の変更を求めることができる。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙は、甲の生存中、次の事由が生じたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が甲からの預託金を費消するなど信頼関係を破綻する行為をしたとき
- (2) 甲が存命中第8条に定める報酬が滞り死後事務処理をすることが困難な状態になったとき
- (3) 経済情勢の変動など本契約を達成することが困難な状態になったとき

(契約の終了)

第8条 本契約は、次の場合に終了する。

- (1) 乙が破産したとき
- (2) 本契約第3条に定める事務が全て終了し、本契約継続の必要性が完全に無くなったとき

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が署名押印の上、各1通ずつ保有するものとする。

令和 年 月 日

(1) 住所

氏名 ⑩

(乙) 所在地 久留米市国分町1323-1

事業者名 一般社団法人生活支援センター結
代表理事 永田啓造 ⑩